

電気通信市場検証会議（第28回） 議事録

- 1 日時：令和4年4月8日（金）17:00～18:50
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
池田構成員、大橋座長、高口構成員、佐藤構成員、田平構成員、
中尾構成員、西村構成員、林座長代理
 - ・ 総務省
二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、
林総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、飯村事業政策課市場評価企画官、
田部井事業政策課課長補佐
 - ・ ヒアリング対象事業者
株式会社NTTドコモ（日本電信電話株式会社同席）

4 議事

【大橋座長】 それでは、お時間参りましたので、ただいまから電気通信市場検証会議の第28回会合を開催いたします。大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は浅川構成員と森構成員が御欠席と伺っています。

本日の議事は、ウェブ会議形式で行いまして、議事は音声のみの形式ですけれども、公開にて開催をいたします。それでは、配布資料の確認について、事務局よりお願いをいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日、資料3点でございます。資料28-1がNTTドコモ様の御提出資料でございます。資料28-2と資料28-3が事務局資料となっております。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、議事に従って進めてまいります。

まず初めに、本日はNTTドコモ様に御参加をいただいて、NTTコムとの間のネットワーク移管に関するヒアリングに御協力をいただくということで予定をしております。大変お忙しいところ、NTT様におかれましては、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速、NTTドコモ様から御説明をお願いできればと思います。

【NTTドコモ】 NTTドコモ、田畑でございます。よろしく願いいたします。資料

28-1について御説明いたします。

まず、1ページ目でございますが、新ドコモグループ再編成の目的といたしまして、ドコモがコミュニケーションズ、それからコムウェアの子会社化をし、3社の機能の統合をいたします。その上で、コンシューマーはドコモ、法人をコミュニケーションズといったように事業責任の明確を図りまして、その上で通信事業の構造改革、それから法人、スマートライフ事業の拡大ということで、新ドコモグループとして、モバイルからサービス、ソリューションまで事業領域を拡大し、新しい世界を創出してまいりたいと考えております。

2ページにまいります。機能統合によるシナジーについて御説明いたします。以下、3点ございまして、法人事業の拡大でございますが、新ドコモグループとして、法人事業を統合します。これまでもドコモにも法人事業がありましたし、コミュニケーションズにもありましたが、それを統合し、全ての法人のお客様に対してワンストップでサポートしてまいりたいということでございます。これにより、社会産業のDXに貢献していきたいと考えております。

2つ目、ネットワークの競争力強化でございます。移動と固定の融合によりまして、高品質や経済的なネットワークを実現し、低廉で使いやすいサービスを提供、6G・IOWNへの進化を加速ということです。これまでも別個に持っておりましたけども、それらを融合し、さらに進化させて使いやすい低廉なものをつくっていくということでございます。

3つ目がサービスの創出、開発力強化とDXの推進です。ドコモのR&D、コムサービス・ソリューション、コムウェアのソフトウェア開発力、これらを統合しまして、革新的サービスをいち早く創設するというところととも、新ドコモグループのDXを推進してまいりたいというところでございます。これらのシナジーを生かしまして、当社グループの成長のみならず、お客様への提供価値の向上、社会・産業の発展に貢献してまいりたいと考えております。

3ページにまいります。新ドコモグループ再編成の概要でございます。まず、1つ目でございますが、ドコモから矢印として下に、コミュニケーションのほうに出ている①でございます。これは今申し上げた、コムに法人事業を統合しまして、全ての法人のお客様をワンストップでサポートしていくというところでございます。

②番です。今度は逆に、コミュニケーションズからドコモのほうに矢印が出ておりますが、この2番につきましては、コムのネットワークインフラ設備、それから、関連業務をドコモに移管しまして、移動と固定のネットワークの統合を図るというものでございます。3つ目

は右のほうですが、ぷららからドコモということですが、ぷららをドコモに吸収合併しまして、映像・エンタメ領域の事業を拡大ということですが。4つ目は左の下のほうですが、レゾナントをドコモの子会社化し、コムの子会社/ISP/MVNOサービスなど消費者向けの事業をレゾナントに移管するものですが。出資比率は、コム66.6%、ドコモが33.3%だったところを、ドコモの100%子会社とするということですが。5点目です。右のほうですが、コムウェアにドコモ・システムズを統合しまして、ソフトウェア開発から運用まで一元化をするということですが。これらを22年7月、今年の7月に機能統合に向けた新ドコモグループの再編成を実施するものですが。

4ページは御参考ですが、今申し上げたことにつきまして、実行した再編成後の姿です。

5ページ目から、本題のネットワークインフラの統合についての御説明です。左の絵にございますように、それぞれ、ドコモとコム、別個にネットワークを持ってこれまでやってまいりました。伝送網（中継系）ですが、それぞれ持っております。モバイルネットワーク、固定ネットワークということで、これらを7月、コムから左のドコモへということで移管というのがありますが、これを実施するところですが。

なお、伝送網として、無線アクセスをドコモは持っており、一方で、コムは固定アクセスを従来からNTT東西や電力系事業者さんから借受けをしてきておりますが、これらについては、右の将来像におきましても、同様にこれまでどおり、コムで借受けをしてまいりたいと考えております。

その上で、移管したネットワークにつきまして、将来像の真ん中のところですが、モバイル固定の融合した中継系ネットワークとしてドコモが持つということにしてまいりたいと思っております。その上のサービス設備につきましては、これまでも別個にそれぞれ、サービスに必要なサーバー類とかクラウドの類を持っておりましたが、引き続き、コミュニケーションズにおきましても、法人向けのサービスに用いるサーバー類とかクラウドの類、これについては、保有をしております。

6ページです。これらの統合による効果ですが、1つ目としまして、共通基盤として構築をします、移動と固定の融合ネットワークの上でサービス設備を運営しまして、モバイルと固定を自在に組み合わせたシームレスなサービスを実現したいと考えております。事例で申し上げますと、例ですが、クラウドサービスに移動や固定を

問わずに、セキュアに接続できるサービスが考えられまして、そのようなサービスは今でも移動と固定、別々のネットワークでも実現が可能であります。別々であるがために、それを繋ぐ必要があり非効率な部分がございます。これを融合ネットワークの上であれば、シームレスにより品質の高いものとしてサービスを実現できるものと考えております。

2点目でございます。コムからドコモに移管をした後、設備更改のタイミングを捉えまして、重複する区間の伝送路を集約するなどにより効率的な設備投資を実現してまいりたいと考えております。また、それまで別々に行っていました保守運用の業務や、監視の業務も一元的に実施することになり、重複していた業務の効率化が実現できます。また、別々に移動と固定、分かれて実施していたそれぞれの知見がありますが、これらも融合することで、障害の的確な検知や早期の対処が実現できるものと思っております。これらを通しまして、新しいサービスの創出、それからコスト、料金の低廉化、品質の向上の実現につなげていければと考えております。

続きまして、7ページでございます。少し具体的に申し上げますが、ネットワークインフラ設備移管後のコムのサービス提供について、でございます。移管後、当初は、コムはドコモから伝送路を借受けしまして、自らが保有するサービス設備を組み合わせでサービスを提供するというものでございます。従来、これまで左側のところだと、それをサービス設備、ネットワークでそれぞれ持ちお客様へサービス提供しましたが、移管をした上で、それをドコモから借受け、お客様にサービスを提供するというものでございます。

8ページです。具体的に申し上げますと、専用線のサービスやVPNサービスがございまして、これらがまさに今、御説明したものになりまして、これまではコムがサービス設備、伝送路を持って提供してございましたけども、伝送路設備、中継系設備を移管した上で借受け、自ら持つサービス設備と併せて、サービスとしてお客様に提供していくということでございます。

それから、9ページに参ります。今度はMVNOの関係でございますが、これは今の御説明と違い、これまでもモバイルネットワークをコムが借受け、自らのサービス設備と合わせまして、2次MVNOの方々に再販したり、法人のお客様に自ら提供するというを行ってございました。また、コムのサービスとして、コンシューマー向けのところだと、「OCNモバイルONE」がございまして、これをレゾナントに委託をしてきたというところでございます。これにつきまして、今年の7月からは、従前どおりドコモからモバイルネットワークをコムが借受け、コムがサービス設備を持って提供するところは変わりません。その上

で2次MVNOの方に再販するところなど、法人のお客様に向けてのMVNOサービスを提供するところについても変更ございませんが、レゾナントが2次MVNOとなり、再販の借受けをする形になりまして、当社のモバイル網をコンシューマーのお客様にレゾナントがMVNOとして提供していくという形になるところでございます。

10ページでございます。法令遵守、公正競争の確保の考え方でございます。新ドコモグループ再編成に当たりましては、新ドコモグループ各社におきまして、電気通信事業法の規律を遵守してまいります。特に、ドコモにおいては、前回も御説明いたしましたけども、事業法30条の禁止行為規制、これを遵守してまいりたいと考えております。また、ドコモ、コム、コムウェアは持株や東西との間における累次の公正競争条件、これを遵守していくところでございます。さらに、新ドコモグループ各社は、公正競争確保の在り方に関する検討会の報告書、それを踏まえた総務省の要請文書、昨年10月ですが、それらを踏まえ必要なデータを提供するなど市場検証に協力してまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、例えばの話でございますが、9ページで申し上げた、今度、レゾナントが2次MVNOとなる変更点を申し上げましたが、要請文書に従いまして、ドコモからコム、コムからNTTグループの子会社に対する提供形態があったときに卸と再卸の関係、これらについて、2月に総務省の要請文書に対してお答えを申し上げているところでございますが、同様に今回、7月から実現いたします、ドコモからコム、コムからレゾナントということで、卸と再卸の関係についても、必要に応じて必要なデータを提出するなど、個別の対応の中で御説明させていただくように努力をさせていただきたいと考えているところでございます。

資料の説明は、ドコモから以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

【NTT】 NTT持株の黒田でございます。ドコモに引き続いて、少しだけ持株会社から補足でコメントさせていただきます。

【大橋座長】 よろしく申し上げます。

【NTT】 先ほどドコモから、ドコモとコムのネットワーク統合について説明させていただきましたが、昨年開催されております、公正競争の在り方に関する検討会議では、ドコモとコムの関係よりも、むしろNTT東西とドコモとコムの関係が議論され、実際、東西とドコモとの関係について規制が強化されております。ドコモから東西の対応について言及するのは少し適切でないと考えましたので、私のほうから、東西の対応について補足をさせ

ていただきたいと思います。

公正競争の在り方に関する検討会議は、持株会社によるドコモの完全子会社に係るTOBの手続が終了した直後に始まったわけですが、当時NTTグループでは、社内でもまだ全く決まっていなかった、ドコモ、コム組織再編の具体的な方向性を含めまして、検討会議で議論や検討が適切に行われるように、前広に様々な情報を開示していったところでは、その上で、検討会議でのオープンな議論を経て、ドコモをNTT東西の特定関係事業者指定するという制度改正が行われたということでございます。

NTTグループといたしましては、NTT東西に対して課された新たな規制も含めまして、様々な法規制を引き続き遵守して、公正競争の確保に向けて適切に対応していきたいと考えております。

また、検証会議の報告書等の中で、NTT東西等に対して市場検証会議で議論に資するよう、様々なデータ提供等が求められております。その場面においても、真摯に協力等をしてまいりたいと思いますが、特にモバイルの市場につきましては、ドコモだけが情報を提供するだけではなく、KDDIさんであったりソフトバンクさんであったりといった具合に、ドコモが対等な立場で競争させていただいている方々の情報も並べて議論させていただくことで、より有用な検討ができるのではないかと考えております。

最後になりますが、検証会議の先生方におかれましては、引き続き、率直で忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。NTTグループとしては、定められた法規制を遵守するということはもちろん、先生方から御指摘いただいた事項も含めまして、積極的に見直すべきは見直す、改善すべきは改善するというスタンスで、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

引き続きよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【大橋座長】 御丁寧にありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して、構成員の方々から御質問等あれば、ぜひお受けしたいと思います。それでは、中尾構成員からお願いをいたします。

【中尾構成員】 中尾です。ありがとうございました。細かい質問になりますが、田畑さんに質問が2つあります。

まず、7ページですが、設備移管後のコムのサービス提供というところで、明確に説明をいただきましたが、移管後の借受けをしたネットワークの提供というところが保障されるということは分かりました。価格に関してですが、これまでと移管後で価格はどうなるのか

ということを、まず、教えていただきたいと思っています。

2点目ですが、9ページに関してです。こちらの絵も分かりやすく描いていただいていると思いますけれども、これまでと今後で、今後は、これは前回の検証会議でも禁止行為の潜脱がないようにということで御説明いただきました。まず、2次MVNO（レゾナント）では、価格が不当に下げられた形で提供されていないということは、これは検証していただいていると理解しています。今後は、検証していくべき部分は、横並びにある2次MVNOのレゾナントではない部分です。ここで公平性はどのように保障するというか、検証をしていく手法があるのかというところ、2点をお伺いしたいと思います。

あと、黒田さんへも後でコメントがございまして、それは後にしたいと思います。よろしくをお願いします。

【大橋座長】 それでは、まず、中尾構成員から2点の御質問について、御回答いただいてもよろしいでしょうか。

【NTTドコモ】 ドコモ、田畑でございます。

まず、お客様へのサービス提供料金に変更あるかないかということでございますが、基本的にお客様、7ページで言いますと、下の矢印のお客様へサービス提供のところでございますが、変更ございません。従前と同じ料金で提供させていただくという考えでございます。

それから、9ページのMVNOの関係でございますけれども、御指摘いただきましたように、また、先ほど御説明しましたように、ドコモとコムの関係、それからコムから2次MVNOとなるレゾナントとの間の再販の関係、これらについて潜脱がないかということは御懸念があるかと思っておりますので、必要な情報をお出しするなどして、しっかりと御説明をしていきたいと考えておりますが、個別の契約の中身になりますので、オープンという形ではなく、個別の御説明ということで回答させていただきたいと考えております。

また、コムから2次MVNOのレゾナントとレゾナント以外の公平性ということでございますが、比率としましては、コム自体は公平性確保という禁止行為規制の義務は課されていないところだと承知しておりますが、利用の公平などを踏まえ、大きく変なことにはなっていないということで、どのように御説明するかは、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【中尾構成員】 大変よく分かりました。ありがとうございます。大橋先生、引き続きよろしいですか。

【大橋座長】 よろしいですか。はい。

【中尾構成員】 それでは、引き続き、黒田さんどうも御説明ありがとうございました。

前回、私から少し申し上げた説明性の点ですけれども、こういう形で、どういう立場で御発言、NTTグループさんから御発言されるということは、非常に私も理解いたしましたので、今日御説明いただいて大変よかったかと思えます。

前回、私から説明性ということを上げた経緯ですが、さまざまな会議で、NTTグループ統合の話ということは、指摘や質問が出ているところは理解しています。この市場検証会議においても、競合他社からの説明を求めたり、いろいろな繰り返しの議論等が出てきていることを考えると、説明が足りていないのではないかという懸念を持たざるを得ないという発言を、私は前回致しました。今回のように、これまでのTOB直後の御説明とか、いろいろな情報を、詳細は必要ないとしても、お話した上で進めていただくと良いと思えます。これは、我々の会議を効率的に進めるために重要ではないかと思っていて、今回の御説明をいただいたことは、私としては非常によかったと考えております。どうもありがとうございました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございました。コメントということですが。

【NTT】 ありがとうございました。引き続き、しっかり対応してまいりたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤でございます。私からの2点、スライドの6ページのところで御質問をさせていただきたいと思えます。

1点目ですけれども、「移動と固定に分かれていた知見の融合で、障害の的確な検知や早期解消を実現」と書いてあるんですけども、その点、もう少し具体的に御説明していただければ、どうしてこれで、そういうものが可能になるのかというのがよく分からなかったもので、その点を教えていただければと。もう1点目は、逆に言えば、今回、ドコモグループからコムに法人事業を分けるということがありますので、そういったことのデメリットにもこの点、関わりそうな意味合い、印象を受けたんですけども、あえて分けることのメリットであったりとか、逆によいことであったり、もう少しその点を詳しく御説明いただければと思えます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今の点についていかがでしょうか。

【NTTドコモ】 まず、移動と固定、分かれていたところの話で、6ページの3ポツ目の話かと思いますが、「これらによりまして」ということは、移動は移動でそれぞれ、もともと会社も違っていた形がありましたのでやってきましたが、それぞれ持っているものが違っている中で、足し算をすると、よりよい品質のサービスができるのではないかとということで、具体例としまして、障害の的確な検知など、そういったことのレベルも向上できるのではないかとということで、具体的なところでどうなりますということは、まだ申し上げられないところもありますが、こういう可能性を高めてまいりたいというところでございます。

【大橋座長】 佐藤構成員、よろしいですか。

【佐藤構成員】 よろしいです。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 林でございます。黒田様のコメント部分についてですが、のちほどの事務局資料の内容ともかかわってきますが、事業法30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者となっていないMNOであっても、なくても、たとえば、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われているといったことは、MNOは等し並みにデータや情報を提供し、検証会議の場で検証の場にさらしていくべきではないかというふうに思っているのですが、さきほど黒田さんもそのような趣旨をちらっとおっしゃっていたように思いますが、再度確認させていただけますと幸いです。

以上です。

【大橋座長】 それでは、黒田様の御発言の趣旨についての確認ということなんですが。

【NTT】 NTT持株の黒田でございます。ドコモ等の対応についての検証をする上で、KDDIさんや、ソフトバンクさんの対応と比較した上で、ドコモの検証をすることが適切ではないかということが、まず、1つあります。あと、そもそも論として、ここで我々がそういう意見を言うのが適切かどうか分かりませんが、今の禁止行為規制がドコモだけにかかっているという状態、シェアが非常に高かった時代、6割を超えるような時代に規制が制定されたわけですけれども、シェアが相当落ちてきて、ほかの事業者さんのシェアも上がってきている中で、対MVNOの方々との取引等を適正化していくという観点で、ドコモだけに規制をかけるのではなくて、ほかの会社も含めて規制をかけていく部分があってもいいのかなど。必ずしもドコモと全く一緒の規制でないといけないかどうかというところ等は議論があるかと思いますが、そういう横並びでの対応を実施していくことは

あってもいいのかと。今日はそういう話を申し上げる場ではなかったかもしれませんが、失礼いたしました。

【林座長代理】 よく分かりました。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございました。

私のほうからは、資料の6枚目のところで、今後のお願いという形でコメントさせていただけだと思います。本格的に設備等の移管、それから運用というのは先の話ではございますが、ぜひ先ほど御説明いただいていたようなクラウドへの接続なんか、モバイルと固定を自在に組み合わせたサービス提供、それから先ほどの佐藤構成員からの御指摘にもありましたような、3つ目のポチのようなことなのでございますけれども、ぜひ夏以降、具体的にどのようなサービス、あるいはどのようなメリット、効果が出てきたのかというのは、ぜひこの場、あるいはほかの場所でも構いませんが、御説明をお願いしたいというのと、総務省におかれては、そういった説明の機会をぜひ設けていただければと思っております。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。これは事務局を含めた御要望という受け止めでもよろしいですか。

【西村構成員】 そのとおりでございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、ほかの構成員の方、あと、ここまで手が挙がっている方は全て御発言いただいたように思うんですけども、もし追加なり、あるいは、ほかの構成員で御発言の希望あればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、中尾構成員、追加でお願いします。

【中尾構成員】 先ほど西村先生からあった説明をしていただくというポイントなんですけれども、今日、黒田さん御出席で、補足説明いただいたように、場合によっては、一緒に御説明をいただく機会もあってもいいかと思いましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

【NTTドコモ】 すいません。ドコモ、田畑でございますが、先ほど佐藤先生からの御質問につきまして、後半の部分について、お答えし切れていなかったと思ひまして、コメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

【大橋座長】 もちろんです。

【NTTドコモ】 コムとドコモを一緒になって法人事業を統合することの意味合いについての御質問だったと思いますけども、説明の中でも申し上げましたように、別々でやるよりも、ワンストップ化しお客様対応することで、お客様のほうにメリットが生じるというところがございます、それに向けて法人事業統合を行うということを実施いたします。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。本日、後段の議題もございますので、まだ御質問あるかもしれませんが、お時間の関係でここまでとさせていただきます。本日、もし追加なり、御質問さらにあれば、4月12日の火曜日までに事務局へ御提出いただければと思います。NTTドコモ様におかれては、御質問がまいるかもしれませんが、お答えをお願いできればありがたく思っています。

それでは、本日、NTT様、お時間いただきまして、ありがとうございました。ここで一旦、区切りますので、御退出いただければと思います。本日、誠にありがとうございました。

【NTTドコモ】 ありがとうございます。失礼いたします。

【NTT】 ありがとうございます。

(NTTドコモ、NTT退出)

【大橋座長】 それでは、続きまして、議題の2、令和3年度市場検証中間報告について、事務局から御説明をいただきます。お願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。事務局より、令和3年度市場検証の中間報告をさせていただきます。

まず、資料28-2の市場動向の分析パートについて御説明をいたします。

資料28-2の構成ですけれども、ページをおめくりいただきまして、1ページ目のおりとなっております。利用者アンケートの結果ですとか、そうした電気通信事業分野における市場動向の分析内容の暫定的な結果をまとめたものでございます。

1ページ目に記載の①から⑤まで順番に御説明をいたしますけれども、大部な資料でございますので、主要な結果に絞って御説明するようにいたします。

それでは、ページ飛びまして、4ページ目以降でございます。まず、重点的検証項目の1つ目、移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の影響でございます。5ページ目ですけれども、市場環境の変化の状況といたしまして、後ほど御説明する移動系通信市場の分析と重複はするのですが、楽天モバイルのMNO参入によって、ほかのMNOのシェアにも影響が生じていることなど、直近の市場動向等につきましてデータを参照しつつ、記載したも

のでございます。

6 ページ目以降ですけれども、14 ページ目まで利用者アンケートの結果を御紹介しております。主要な結果としてですけれども、7 ページ目でございます。各事業者のサービス間での顧客の移動の状況でございます。ここではメイン端末と言っておりますけれども、1 台目として利用者が利用している端末と、2 台目として利用するサブ端末ごとに現在、利用している携帯電話サービスの継続利用期間が3 年未満の利用者に対して、以前利用していた携帯電話サービスについて確認をいたしました。その結果は、メイン端末につきましては、NTT ドコモから a h a m o へ、a u から p o v o へ、ソフトバンクからワイモバイルへ変更した利用者が比較的多くなっておりまして、また、楽天モバイルにつきましては、幅広い事業者のサービスの利用者から変更先とされていることが見てとれるかと思えます。

一方で、8 ページ目ですけれども、サブ端末につきましては、現在利用している携帯電話事業者・サービスが初めてという回答が圧倒的に多くておりまして、同時にNTT ドコモの利用者、a u 利用者、ソフトバンク利用者については、3 G から 4 G、4 G から 5 G など、自社のサービス内での変更というものも比較的多くみられるところでございます。

また、9 ページ目ですけれども、現在、利用契約をしている携帯電話サービスが仮に利用できなくなった場合に、他のどの事業者のサービスに変更するかというのを確認したところ、メイン端末につきましても、サブ端末につきましても、総じて同一事業者が提供するブランド間での代替性が高くなっていること、それから、楽天モバイルにつきましては、様々な事業者のサービスとの間で一定程度の代替性が存在すること、さらに、ドコモ、a u、ソフトバンクについては互いに主要な代替先となっていることがうかがえる結果となっております。

次に、ページ飛びまして、15 ページ目以降ですけれども、重点的検証項目の2 つ目、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響でございます。16 ページ目から23 ページ目にかけてまして、利用者アンケートの結果を紹介しております。

まず、携帯電話の契約への影響につきましては、16 ページ目のとおり、携帯電話の通話利用が増加したため通話料金プランを変更したですとか、家計支出が変化したため、安い料金プランに変更したという回答が、一定程度みられたところでございます。また、携帯電話サービスに関する認識、行動への影響については18 ページ目でございますけれども、18 ページ目でございますとおり、以前よりも携帯電話でインターネットを利用する時間が増加したという回答ですとか、以前よりも通信速度といった通信品質を重視するようになったとい

う回答が一定程度みられたところでございます。

また、20ページ目ですけれども、今度は固定インターネットの契約への影響でございます。こちらにございますとおり、通信容量ですとか安定した通信速度を確保するため、新たに固定インターネットサービスを契約した、固定インターネットのデータ通信量が増加したり、より速い通信速度が必要になったため、固定インターネットサービスの同一事業者のより高速のプランに変更したとの回答が一定程度みられたところございますが、一方で、家計支出が変化したため、固定インターネットサービスを解約したという回答は限定的でございました。

また、22ページ目ですけれども、今度は固定インターネットサービスに関する認識行動への影響でございます。こちらは以前よりも固定インターネットサービスを利用する時間が増加したという回答が多くなっておりますけれども、同時に、通信速度といった通信品質を重視するようになったですとか、動画配信サービスの利用などが増加したという回答も一定程度みられたところございます。

ページ飛びまして、24ページ目を御覧いただければと思いますが、24ページ目には、事業者アンケートの結果をまとめております。こちらにございますとおり、一番下のポツですけれども、固定系通信ですとか移動系通信の需要に一定程度の影響は生じているものの、そうした影響というのは、各事業者に共通をしているということで事業者のシェアに影響は及ぼしておらず、したがって、競争状況に大きな変化は生じていないものと考えられるとしてございます。

続けまして、25ページ目以降でございます。移動系通信市場の分析結果でございます。検証対象市場といたしましては、移動系通信市場全体のほか、部分市場といたしまして、携帯電話向け通信サービス市場、それから、通信モジュール市場がございまして、それぞれについて、シェアや契約数の推移をまとめております。詳細はこちらでは割愛をさせていただきます。

ページ飛びまして、37ページ目以降でございます。37ページ目から43ページ目にかけて、利用者アンケートの結果を記載してございます。

また、ページ飛びまして、40ページ目ですけれども、ポイントサービスの利用状況についてでございます。携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービスが仮に利用できなくなった場合に、携帯電話サービスの利用を継続するか否かについて確認したところ、利用を継続しないという回答が16.1%にとどまったという結果になっております。

また、41ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらは5Gサービスへの切替え意向についての結果でございます。これは昨年度も同様の質問をしております、既に5Gサービスを利用したと回答した者は17.8%となっております、昨年度の7.2%という結果よりも大幅に増加したという状況でございます。

また、ページ飛びまして、44ページ目以降でございます。今度は、固定系通信市場の分析結果でございます。こちらにも検証対象市場といたしましては、固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場、ISP市場、固定電話市場、050-IP電話市場がございまして、それぞれについて、シェアや契約数の推移をまとめたものでございます。こちらにつきましても、移動系と同様に詳細は割愛をさせていただきます。

ページが何度も飛んで恐縮ですが、55ページ目以降でございます。55ページ目から59ページ目にかけて、固定系の利用者アンケートの結果を記載しております。

また、ページ飛びまして、57ページ目ですが、アンケートの結果といたしまして、FTTHとセットで提供を受けているサービスについての結果でございます。FTTHサービスとセットで提供を受けているサービスについて、MNO系光コラボの利用者においては、約6割の方がFTTHサービスとセットで携帯電話サービスの提供を受けているとしているのに対しまして、それ以外のFTTH利用者においては、6割程度の方がセットで提供を受けているサービスはないと回答されているという結果でございました。

ページ飛びまして、60ページ目以降でございます。こちらは今年度検証からの新たな取組でございます、法人向けサービスの実態把握について現状の結果をまとめております。まず、61ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらの法人向けサービスの分類に関する認識ですとか、競争関係にあると認識している事業者の範囲などにつきまして、今年度実施いたしました事業者ヒアリングですとか事業者アンケートを通じた確認結果を記載しているものでございます。

62ページ目を御覧いただければと思いますが、61ページ目の内容を踏まえまして、法人向けサービスに係る市場画定の在り方の案をこちらにまとめております。こちらの上のほうの図のとおり、法人向けサービスをめぐる市場画定としては、このように試行的に整理できるのではないかとしております。すなわち、法人向けサービスに関しまして、まず、法人向けサービス市場として大きく捉えることができ、その上で、電気通信市場の分析検証という観点からは、現時点では法人向けサービス市場は大きくネットワーク市場とソリューション市場、この2つの部分市場に分類することが適当ではないかとしております。また、ネッ

トワーク市場につきましては、これまでの市場検証における市場画定の在り方を踏まえて、移動系通信（法人向け）市場、それから、固定系通信（法人向け）市場の2つの部分市場を画定することが適当ではないかとしております。

なお、62ページ目の一番下に記載しておりますけれども、法人向けサービス市場には、このほかソフトウェアですとかハードウェアですとか、様々なレイヤーのサービスがありまして、ソリューションとして提供するに当たって、ネットワークを含む様々なサービスが束ねられていると、そういう状況を踏まえると、各レイヤーの状況につきましても、ネットワーク市場、それからソリューション市場の分析検証に当たって考慮していくとともに、そうした各レイヤー間の相互関係なども分析・検証していくとしております。

63ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらの62ページにおける試行的な画定を前提といたしまして、暫定的に競争状況の実態把握を行ったものでございます。こちらは、特に中ほどですけれども、ネットワーク市場のうち、法人向けの移動系通信市場につきまして、事業者アンケートの結果を基に契約数の変動について見てみますと、四半期ごとに増加数が数十万から百数十万程度、減少数が数万から数十万程度という状況となっております。こういうデータを見ますと、事業者間で契約を獲得するという競争が活発に行われながら市場が継続して拡大しているということがうかがえるのではないかと考えております。

また、こちらの63ページ目の一番下に米印で記載しておりますけれども、本年度検証におきまして実施した法人向けサービスに係る市場画定はあくまで試行的なものでございますので、昨年度まで分析検証を行ってきましたWANサービス市場ですとか、I o T向け通信サービス市場につきましては、試行的に整理した法人向けサービスと重複はいたしませんけれども、引き続き、昨年度までと同様の市場分析などを行うとしております。

64ページ目には、WANサービス市場におけるシェアなどを記載しております。

または65ページ目以降ですけれども、65ページ目から68ページ目にかけて、I o T向け通信サービスにつきまして、昨年度検証に引き続き実施した、事業者アンケートの結果の一部をまとめております。

69ページ目を御覧いただければと思いますが、これら65ページ目から68ページ目にまとめたアンケート結果などを通じまして、通信モジュールとアンライセンスLPWAや固定系通信との代替性について検証を行いまして、通信モジュール市場のほか、アンライセンスLPWAにつきましても、試行的に市場として画定するという考え方を示しております。

それ以降、70ページ目以降では参考資料といたしまして、利用者アンケートですとか事業

者アンケートの設問などを記載しているものでございます。これが、資料28-2の御説明でございました。

続きまして、資料28-3を御覧いただければと思います。こちらは電気通信事業者の業務の適正性等の確認パートでございます。こちらも同様に、1ページ目を御覧いただきますと、資料28-3の構成を記載しております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目ですけれども、業務の適正性確認の概要を記載しております。それぞれの確認項目について、総務省要請に基づくNTTグループ提出資料ですとか、事業者アンケートなどの結果を基に検証を実施したものでございまして、こちらに暫定的な結果をまとめたというものでございます。

まず、3ページ目以降ですけれども、重点的検証項目の1つ目であります客観的・定量的なデータに基づく不当に優先的な取扱い等の有無の検証の結果でございます。

4ページ目を御覧いただければと思いますが、各関係事業者から取得したデータに基づきまして、今年度検証では、こちらに記載のAからDの4パターンの検証を実施することとしております。

まず、5ページ目、6ページ目ですけれども、1つ目、「A 局舎スペースの利用に関する検証」の結果を記載しております。記載ございまして、こちらはスペース又は電力についてDランクが一定期間継続しているNTT東西局舎及び直近1年間にCランクからDランクとなったNTT東西局舎の合計847か所、当該局舎への申込総数計3,247件につきまして、(1)利用申込・対応結果、(2)ランク変動情報の通知情報、(3)提供料金、(4)仮想コロケーションの利用申込・対応結果を確認したものでございます。

まず、(1)の利用申込・対応結果につきましては、8か所におきまして、他事業者の義務コロケーションは条件付となっている一方で、NTTグループの一般コロケーションは条件付ではないという場合があることが確認されました。しかしながら、これら8か所につきまして、その個別要因を詳細に確認したところ、こちらに記載をしておりますけれども、合理的と考えられる理由が確認されたという状況でございます。

また、反対に、5ページ目の一番下の段落ですけれども、他事業者の義務コロケーションは提供可、または条件付可とされている中、NTTグループの一般コロケーションは提供不可となっている局舎も同程度みられたという状況でございまして、さらに、残りの90か所では、NTTグループの一般コロケーションと、他事業者の義務コロケーションの利用申込への対応結果は同等となっております。

次に、6 ページ目ですけれども、(2) ランク変動情報の通知情報につきましては、D ランクビルに空きが生じた際には情報開示日当日に、N T T グループ、それから他事業者を含む延べ125事業者に対し、一斉に計281回のメール通知がなされていたということを確認しております。

続けて、(3) 提供料金につきましては、義務コロケーションと一般コロケーションの提供料金を比較できる17か所の局舎ごとに提供料金を比較したところ、N T T グループの一般コロケーションの提供料金が、他事業者の義務コロケーションの提供料金を上回っていたという状況でございます。なお、N T T グループの一般コロケーションの利用申込におきまして、提供可とされているにもかかわらず、電力設備の利用料金の適用がないという箇所が1か所ございましたが、その要因を個別に確認したところ、こちらにつきましても、ここに、6 ページ目の中ほどに記載していますが、合理的な理由が確認できたという状況でございます。

最後に、(4) 仮想コロケーションの利用申込・対応結果ですけれども、こちらは5件ございまして、いずれも提供可という回答がなされていたことを確認しております。

これらを総合的に勘案しまして、令和3年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証において、不当に優先的な取扱いなどに該当する事実は認められなかったとしております。

続けて、7 ページ目を御覧いただければと思いますが、7 ページ目のうち、一番最初の「B N T T 東西における各種手続についてのリードタイム検証」については、データを取得次第、総務省において検証を実施いたしまして、次回会合に報告する予定としております。

次の「C N T T 東西の接続機能要望等に関する検証」につきましては、直近1年間におけます、N T T 東西に対する新たな接続機能要望への対応につきまして、事前調査の申込回答ですとか、接続申込回答の状況を確認しております。その結果、N T T ドコモの要望のみが受け入れられていることはないということございまして、N T T ドコモの要望と類似の他事業者の要望事例等を比較したところ、申込日から回答日までの期間は同等という状況でございました。

また、直近1年間に、N T T 東西が拡大した光エリアにおきまして、各事業者への情報開示日前に、N T T ドコモからの加入光ファイバーの接続申込を承諾した事例について確認したところ、N T T 東西が新たに拡大した光エリアにおいて、各事業者への情報開示日前に N T T ドコモに加入光ファイバーの接続申込を承諾した事例はないということござい

した。これらを勘案しまして、こちらにつきましても、令和3年度検証においては不当に優先的な取扱いなどに該当する事実は認められなかったとしております。

最後に、「D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証」につきましては、直近1年間におけます、NTT東西からNTTグループ会社に卸された後に、他のNTTグループ会社へ再卸されているF T T H卸があるかについて確認をいたしましたところ、NTT東西からの卸契約数が3万以上の卸先事業者としては、ドコモ、コミュニケーションズ、ぷららが該当いたしますが、これらからNTTグループ会社に対するF T T H卸について、卸契約数が3万以上の卸先事業者は該当なしということでございました。

また、直近1年間における、今度はNTTドコモからNTTグループ会社に卸された後に、事業法30条に基づいて総務大臣が指定したNTTドコモの特定関係法人へ再卸されているMVNO卸について確認をいたしましたところ、ドコモからの卸契約数が3万以上の卸先事業者としてコミュニケーションズが該当してございまして、コミュニケーションズからNTTグループ会社に対するモバイル卸について、卸契約数が3万以上かつ特定関係法人に該当する卸先事業者は、NTT P Cコミュニケーションズが該当するというところでございました。

そこで、コミュニケーションズにおけるNTTドコモからの仕入価格及びNTT P Cコミュニケーションズへの再卸価格を確認いたしましたところ、再卸価格が仕入価格以上となっておりまして、こちらにつきましても、令和3年度検証においては不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったとしております。

次に、重点的検証項目の2つ目といたしまして、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いなどの実態の把握についてでございます。9ページ目を御覧いただければと思います。9ページ目の中ほどには、今年の1月、3月の市場検証会議において実施した事業者ヒアリングの結果ですとか、事務局において実施した事業者アンケートの結果を記載しております。下の青い枠囲み内の記載は、こうした事業者ヒアリングなどの結果を踏まえた、市場検証の枠組みにおける対応方針案でございます。

論点といたしましては、規制対象事業者の範囲と規律の内容の在り方の大きく2つに分かれております。規制対象事業者の範囲につきましては、こちらの下青い枠囲みの1、2段落目のおり、現在、事業法30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者ではないKDDI及びソフトバンクにおいて、グループ内事業者への優先的な取扱い等は、現時点では確認できなかった一方で、禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となり得るものの、

現時点では当該指定をなされていない電気通信事業者に対し、定期的にグループ内取引の実態把握や検証を行うことが重要という意見が示されていることも踏まえ、当該指定はなされていなくとも、継続的な検証を行う必要があるのではないかとしております。

また、規律の内容の在り方につきましては、こちらの下の青い枠囲みの3、4段落目のおり、今後、NTTグループにおける組織再編が発生した場合には、必要に応じて市場検証の取組においても何らかの対応を行う必要があるのではないかと、対応するとすれば、例えばここに記載の①から③のようなことを組織再編に係る対応等として明らかにしておくことが考えられるのではないかとしております。

続けて、10ページ目以降ですけれども、10ページ目から15ページ目にかけて、固定系の禁止行為規制の遵守確認結果をまとめております。

11ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらの上にございますとおり、市場検証会議における非公開ヒアリングなどを通じて確認を行っております。確認結果は各ページに記載のとおりでございますが、対応方針といたしましては、継続的に注視していくという方針のほか、11ページ目の対応方針の2ポツ目にございますとおり、非公開ヒアリングを踏まえて、監視部門による監視の結果、法令には違反しないものの、監査部門が設備部門に対して指摘事項または指導などを行い、それらを受け、設備部門が行った改善の取組などについて、禁止行為規定準措置等報告書の内容にも反映させるよう求めるとしております。

また、12ページ目ですけれども、申込日から工事完了日までのリードタイムに関する検証につきましては、NTT様からデータを取得の上、実施した検証の結果も踏まえて対応方針を検討するとしておりますほか、競争事業者の一部から不当な差別的取扱いに該当する疑いがあるのではないかとという指摘がなされたNTT東西及びNTTドコモの間での共同提案活動につきましては、令和3年度検証においては不当な差別的取扱い等に該当する事実は認められなかったというところがございます。こちらにつきましては、継続的に注視するという方針としております。

なお、15ページ目ですけれども、サービス卸ガイドラインの対応状況等の検証につきましては、NTT東西以外の主要なF T T H事業者から該当する具体的な事例は指摘されておられません。なお、昨年度検証において、一部の事業者から懸念が表明されておりました新規開通の際のフレッツ光との開通納期の差異につきましては、こちらも同様に、7ページ目のおり、データを取得次第、総務省において検証を実施する予定としております。

次の16ページ目以降では、移動系の禁止行為規制の遵守確認結果となっております。17ペ

ージ目を御覧いただければと思いますが、こちらにあるとおり、移動系につきましても、市場検証会議における非公開ヒアリングなどを通じて確認を行ったものでございます。

確認結果は各ページに記載のとおりでございますが、対応方針といたしましては、継続的に注視していくという方針でございます。18ページ目でございますとおり、競争事業者の一部から不当な優先的取扱い等に該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされたNTTドコモ及びNTTコムの間での法人業の連携については、令和3年度検証におきましては、不当な優先的取扱い等に該当する事実は認められなかったものでございますが、これについても、継続的に注視するとしております。

続けて、19ページ目以降ですが、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況の確認結果をまとめております。内容は、20ページ目から22ページ目に記載をまとめておりますけれども、いずれの条件につきましても、令和3年度検証におきましては公正競争条件に反している事実は認められなかったとしております。

なお、22ページ目に記載のとおりですけれども、NTTグループの共同調達に関しましては、令和2年9月から令和3年3月までにおきまして、共同調達の実施件数は0件でございます。NTT様によれば、他事業者向けの問合せフォームを開設しているけれども、これまで他事業者からの事前相談や問合せは1件も寄せられていないということでございました。このような状況を受けまして、事業者アンケートにおいて、他事業者の皆様に対し、共同調達に参加しなかった理由などを確認したところ、情報提供面において参加した場合の効果を示すなど、周知方法の工夫を行う余地はあると考えられるものの、仕組みとして構築されて間もないということから、その推移を見守っている事業者もおり、今後の状況推移を継続的に注視していく必要があると考えられるとまとめております。

23ページ目以降では、事業者アンケートの設問ですとか、NTT東西、NTTドコモに対する非公開ヒアリングの概要を記載しております。

長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 大部な資料の御説明ありがとうございました。

今回、令和3年度の市場検証の中間報告ということで、2点の御説明いただきました。電気通信事業分野における市場動向の分析と、あと電気通信事業の業務と適切性等の確認ということで、それぞれの論点というか項目が5つありまして、重点的検証項目としてそれぞれ2つある形で御説明いただいているところです。事務局におかれては、かなり大部な作業をこれだけ短い時間でこなしていただきましたことを、感謝を申し上げます。

その上で、ただいまの御説明に対して、ぜひ構成員の方々から御質問、コメント等をいただければと思います。これは、2つ、どちらを御指摘していただいても構いませんので、自由に御討議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ご説明ありがとうございました。質問・コメントとして3点ございます。1点目は、資料28-3の9頁の下の囲みの部分ですが、4つ目の矢印で、「総務省は、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある」と認める場合」とございますが、具体的にはどのような場合を想定していらっしゃるのか、また、前回の議論で、公正競争上の諸論点については、検証会議の場を通してですね、透明性をもったかたちで公平中立に検証していく必要性が各構成員から指摘されておりましたが、それとの関係で、今述べた記述の意味内容について確認させていただければ幸いです。

2点目は、さきほど黒田様に質問した点と関係しますが、同じく矢印の1つ目ですが、「現時点では問題点は確認できなかった」ということですが、これは要望ですが、今回は、「関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて把握・検証を行っていただいた」ということですが、ここについても本日のドコモさんやNTTさんと同様に、検証会議として、直に事業者からヒアリングできる機会を設けていただければありがたいと思っているのですが、この点、事務局のほうで御検討いただけませんかでしょうか。

それから3点目ですが、資料が前後しますが、資料28-2で、62頁から63頁にかけてのところですが、法人向けサービス市場の市場画定ですが、今回「試行的」ということが強調されておりましたが、まさに試行的だと思ひまして、各社で事業セグメントの分類が異なっていると思ひますので、比較して検証できるだけのデータを横並びでとるのが非常に難しいように思ひます。その意味では、エビデンスベースでの検証ということは大事ですが、データを横串で指して比較対照するのが難しい場合には、関係事業者のヒアリング等を通じて、定性的な情報でそこは補完していただいて、できるだけ実態に迫る努力をしておいていただけますと幸いです。

すいません、ほとんどコメントですけれども、以上でございます。

【大橋座長】 取りあえず、何名か手を挙げられた構成員がいらっしゃいますので、まとめさせていただいて、まとめて事務局からお答えいただく形で進めさせていただければと思います。では、佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 佐藤でございます。御説明並びに御丁寧に資料をまとめていただき、あ

りがとうございました。

資料28-2のところで、市場環境が非常に変化してきているというところの兆しが、このデータからも少しみられるような気がしまして、事務局からの御説明だと、MNO 3社の市場の大半を占める状況から変化が生じていると。まだそこまで明確に言えるかどうかというところは、まだ、もう少し細かく見る必要があるのかと思いつつ、でも楽天モバイルが参入した影響が、特に資料の9のところです。代替性に関する認識で、MVNOなり、また、MNOなり、両方ともから楽天モバイルへの変更という形で、従来、MVNOとMNOのところ、大きな代替性の差が大きかったところが、ややそのところが崩れてくるということが少し興味深いと思っております。

私から、コメントは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 中尾です。ありがとうございます。まず、28-2ですが、事務局から大作を作成いただき大変感謝しております。

それで、私からは、まず、41ページの5Gのサービスへの切替え時期、利用意向というところなのですが、これは前回も、少し5Gが伸び始めているということレポートいただいていたと思います。大分、増えてきていることがわかります。このページでは、5Gの利用が本当に進んでいるのか、5Gの端末が単に売られて、乗換えをした人が増えているのか、よく分からないというところがあるかと思いつつ、通信モジュールで5Gを使う事業者（企業さんのユーザーが対象になるかと思いつつ）、この辺り、ローカル5Gも含めて、本当に5Gサービスへの移行がどれだけ進んでいるかというのは、もう少し調査の方法の工夫があるかと思いつつ。

同時に、また端末が増えているからこういう数字が増えているかのように見えるんですけども、各社、周波数利用を申請していて、5Gのデプロイがどこまでちゃんと進んでいるのかと、ちゃんともらった周波数を有効活用しているのかといったところも少し見て、そういう観点で少し気になる話かと思いつつ。それが1点目です。

2点目は、65ページです。IoTサービス随分進んできて良かったと思いつつ。IoTサービスが、これだけ出てきているんですけども、例えばLTE-M、Cat-M1と、それからNB-IoT、それから、LoRaWAN、Sigfox、ELTRES、など短期間に多くのサービスが展開されています。この中で、例えばSigfoxはビジネスが困難になったと報じられていますが、京セラさんはビジネスは継続されると言っているし

やいますが、この辺りの市場の混乱というのは、あるのかなのかといったところの検証だとか、これはユーザーである国民が影響を受ける可能性があるわけなので、ビジネスの継続性の検証はIoTでは重要ではないかと思えます。こういうニュースを目にすると、国民には、IoTサービスに対して少し不安があるのではないかと思っていて、技術としては存在するんですけども、サステナビリティというか、継続性のところの観点もあってよいかと思えます。

NB-IoTに関しましても、今現在、ソフトバンク1社なんですけれども、これもNTTドコモが以前サービスをしていて継続をしない判断をされたわけなんですけれども、このような事例はいくつかあります。IoTは端末数も多く影響も大きいのでそのサービスの継続性の観点、サービス休止の影響などの検証も必要ではないかと思えます。28-2に関しては以上です。

それと、28-3なのですが、これは、今日は途中、暫定的ということであったページもありましたけれども、中間報告で大変、改めてよかったと思うのは、定量化によって、数字で検証ができているということです。このように数字で根拠が示せるところが、非常に説得力があり、この方針で進められてよかったという思いを強くしました。まだ分からないところもあるかもしれませんが、この方針で進めるのがよいかと思ったのが1点目です。

2点目が、どうも私の指摘と林先生と注目するところが重複する傾向がありますが、9ページ目の4番目のポツ、ここは私も気になっています。林先生とは少し違う観点なんですけど、市場検証のやり方に関してです。例えば、ある企業の組織再編に際しては、競合の事業者さんが、会議の場でのヒアリングに対して、御懸念をお話しになり、同じような議論が繰り返されます。市場をきちんとつくっていくという上では、組織再編に関するときには市場の混乱であるとか、こういった説明を求められることが多いということをあらかじめ予見して、こういう会議でも、どこかの場で説明したから良いということではなくて、市場検証の場で競合他社に対しても、我々にも総務省さんに対しても、過去のどのような会議体にて説明済みであり懸念がないというような説明をしていただきたいと思えます。それが効率的な議論につながると考えておきまして、林先生が言われたように、明確化する部分もあるかと思えますけれども、大筋の方向では、4番目に書かれた方針というのは私が支持したい点と考えております。

【大橋座長】 ありがとうございます。当座、ここまで手が挙がっている方のコメント、御意見いただきましたので、事務局から何かリプライがあればお願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。先生方の御指摘・コメント等、いろいろありがとうございます。

順番に行きまして、まず、林先生、それから中尾先生からもコメントしていただいた、資料28-3の9ページ目でございますけれども、林先生御指摘の青枠の4段落目の「組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある」と認める場合には」でございますけれども、こちらは総務省が、こういった公正競争上の問題をもたらす可能性があるかどうかという検討をする際には、当然、市場検証会議の御意見は聞くということですし、他事業者の御意見も踏まえて検討していくということになるのではないかと考えております。

御指摘のとおり、とはいえ、まだ中間報告という段階でもございますので、やや漠然と書いてはおりますが、最終的に取りまとめる際には、今申し上げた点を含めることなど、どういった場合に公正競争上の問題をもたらす可能性があるかと認めるということなのか、他の記載の箇所も含めて、より分かりやすくなるように検討できればと思っております。

そのほか、様々なコメントをいただきまして、特に5Gの切替えの件、中尾先生から御指摘いただいた件につきましては、御指摘のとおりでして、昨年度、今年度と、5Gサービスを使い始めましたかという質問にとどまっておりますけれども、だんだん5Gサービスを利用していると答えている利用者も増えてきていますので、もう少し突っ込んだ設問を設けられればと思っております。

また、同じく御指摘いただきました、IoT向けですけれども、アンライセンスも含めたLPWAについて、まだ、市場として流動的な面もあるかと思っておりますので、そういった点を捉えて、利用者への影響なども深掘りして調べていければと考えております。

事務局からは、ひとまず以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今のが多分事務局からお答えできる範囲だということだとは思いますが、幾つか構成員から重要な御指摘もいただいたかという認識でございますので、他の部分も含めて、事務局には拾ってもらって、今後、議論の素材にはさせていただきます。ただければと思います。

もし追加で御意見とか、あるいは御質問あれば、ぜひいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【池田構成員】 池田ですけれども、質問してよろしいですか。

【大橋座長】 お願いします。

【池田構成員】 池田です。御説明ありがとうございました。今回はこれまでと違って客

観的、定量的なデータに基づく検証ということで、大変細かく検証できたので大変よかったですと思います。この取組は今後とも、ぜひ継続していきたいと思いました。

3点、質問とコメントがあります。まず、1点目で、資料28-3のスライドの7のCのNTT東西の接続機能要望等に関する検証について、NTT東西が各事業者への情報開示前に、NTTドコモへ加入光ファイバの接続申込を承諾した事例はないという回答で、不当な優先的取扱いに該当する事実は認められないという認定がされておりますが、情報開示前に、これは承諾していなければ差別的取扱い、優遇していないとも読み取れるので、何が大事かという、他の事業者に対する情報開示前にNTTドコモも情報を知らないというか、申込もしていないというところの確認のほうが重要なのではないかと思います。NTT東西に課されている義務の理解がもし間違っていたら、御指摘ください。

2点目ですが、資料28-3のスライドの9ページ目ですけれども、今回、禁止行為規制が課されていない事業者に対しても、MNO各社に対して、グループ内で優先的な取扱いをしていないかというのを調べたということ、あるいは、目的外利用がなされていないかをKDDI、ソフトバンクにも確認したということなんですけれども、これは具体的にはどういう資料とかデータとかを根拠に確認されたのでしょうか。つまり、禁止行為の義務がかかっているか、かかっていないかによって、総務省がMNOに対して求めることのできる資料が、対ドコモで求めることができるものとレベルが違うということであると、課題があるのではないかと思います。

3点目、最後のコメントですけれども、同じスライドの資料28-3のスライドの9の下のほうの青囲みのところの、矢印のマークの2つ目の矢印のところ、禁止行為規制の適用対象事業者として指定対象となり得るものの、現時点では指定されていない事業者に対し、指定はされていなくても継続的な検証を行う必要があるのではないかと思います。このニーズがあるというのは分かるんですけれども、何か法的な根拠というのはあったほうがいいと思います。

禁止行為の指定について、たしかガイドラインが出されていて、そのシェアの割合が、収益シェアで25%以上ということだったかと思うんですけれども、これはKDDI、ソフトバンクも超えているということが前提になっているんでしょうかというのが確認です。

長くなりましたが、以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。他にお手が挙がっている方がいらっしゃらないようですので、よろしければ、事務局から今の池田構成員の御指摘について、御回答いただけ

ますでしょうか。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。3点御質問いただいたと認識しております。

順番にいきますと、資料28-3のスライド7でございますが、こちらのCのところ、各事業者への情報開示日前にNTTドコモへ加入光ファイバの接続申込を承諾している事例はないという趣旨の記載をしておりますけれども、これの確認の趣旨というのが、つまり、NTT東西がNTTドコモに事前に各事業者よりも、前もって情報開示をしているのではないかという懸念を確認しようということございまして、それを推認する事実として、このような申込承諾事例がないということを今回は確認をしたということでございます。御指摘のとおり、確かに、申込を承諾していないけれども、情報は伝わっているのではないかということはあるのかもしれませんが、それは今後、確認の方法を含めて検討したいと思います。

2点目のスライド9ページ目のKDDI、ソフトバンクに対する確認の方法という話でございますけれども、御指摘のとおり、現状は事業法30条の禁止行為規制の規律が課されていないということもあり、9ページ目の中ほどに記載ございますけれども、独立系のMVNOの皆様には事業者アンケートを行いまして、グループ内事業者の優遇ではないかという事例はあるのか否かというのを確認して、御回答いただいたという確認方法を採用したものでございます。

最後、9ページ目の下の青枠の2つ目の段落についてですけれども、収益シェアの具体的な数値については公にしているものではございませんので、この場では避けさせていただきますけれども、1つ言えるのは、こちらの電気通信事業法30条に基づく移動系の禁止行為規制というのは、適用対象となる前提は、二種指定事業者のうち、収益シェアが25%以上の事業者でございますので、二種指定事業者であるKDDI様、ソフトバンク様については、収益シェア次第で、実際に指定するか否かというのは別の議論ですけれども、指定対象となり得る土壌には居るのだということだと認識しております。

また、すいません、先ほど回答漏れといたしますか、反応漏れがありましたけれども、林先生からいただいた、同じ9ページ目の検証方法です。KDDI、ソフトバンクに対する検証について、ヒアリングを検証会議として行う、直接ヒアリングをするという御要望につきましては、事務局として受け止めまして検討させていただければと思っております。

また、別の資料になりますけれども、28-2の法人向けサービスについていただいた御意見

につきましても、御指摘のとおり、定量的な検証というのは、まずは難しいと思いますので、最初にはヒアリング、アンケート、その他の定性的な情報をもって確認をしていくことになるのではないかと認識しております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 御丁寧にありがとうございます。池田構成員、よろしいですか。

【池田構成員】 ありがとうございます。

【大橋座長】 それでは、高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 ありがとうございます。2点コメントさせていただきたいと思います。

1点は、これまで多くの構成員の皆様から御指摘あったところですが、資料28-3の客観的、定量的なデータに基づく検証の部分について、私からも重ねてになりますが、申し上げたいと思います。今回、初めてと言いますか、こういうデータに基づいて客観的な検証ができたということで、これまでとは相当異なる強力な競争関係の検証ができたかと私も思っております。今回、事務局のほうにお取りまとめいただいて御報告いただいた内容というのは非常にクリアで、我々、非常に分かりやすかったかと思うんですけれども、これだけ強力な検証でありますので、ぜひ今後、続けていくという立場に立ったときにも、この検証の方法とか結果について、例えばデータを出すことに協力していただいたNTTグループのお立場から見て、この検証をどう捉えられているとか、あるいは定量的に検証をして問題がなかったという結果が出たことに対して、競争事業者の立場から見て、結果とか検証をどう捉えているのかといった事業者の立場から見た検証の感触と言いますか、ヒアリングというのもどこかでできれば、これから継続的に、仮に定量的な検証を行う場合により有益な方法や、あるいは課題が見つかるのかと思った次第ですので、少し事業者の方の反応というのも伺ってみたいというのがコメントとして1点あります。

それから、2点目は資料28-2のほうですけれども、これは、確か佐藤構成員の御指摘にあったところと関連いたしますけれども、資料28-2のスライド、例えば7ページのモバイルの顧客移動に関しまして、楽天モバイルの影響というのがあるというのは1点、既に御指摘あったと思いますが、それに加えて、そのほかのMVNO事業者の動向というのも少し注目しておく必要があるのかと思いました。というのも、昨年の検証会議でもMVNOの状況というのが少し厳しいというようなデータも一時期出ていたかと思っておりますけれども、その後、MVNOの契約数というのも増加に転じて続けておりますし、顧客移動を見ますと、例えばMNOの廉価プランというのは、多くは同じMNOの廉価じゃないプランからの移動

というのが主であると。逆に、他のMVNOからMNOの廉価プランに大量に移ったかという、今回の検証からはあまりそこはみられないということで、もちろんこのことをもってMVNO委員会さんが提示されている設備利用のイコールフットィングが実現しているということを保障しているわけではありませんけれども、ある程度、MVNOとMNOの間で競争環境というのは整備されているのかというところは、今回、興味深く見たところでありまして、今後のMVNOの競争の状況というのをまた注視していく必要があるのかと感じました。

以上2点、コメントになります。

【大橋座長】 ありがとうございます。他にもしあれば、今いただきたいですが、大丈夫でしょうか。もし中尾構成員よろしければ、もう口頭でおっしゃっていただいて構わないと思います。

【中尾構成員】 すいません。では簡単に。さっき言うのをやめようかと思いましたが、池田先生と、それから林先生、それから今、高口先生もおっしゃられましたけど、ページ9の青囲みの1番、2番のポイントです。これは非常に重要なポイントだと思っております。まだこれからということもありますが、チャットに書きました以上のことを申し上げると、これは、問題はMVNO委員会が指摘したわけですがけれども、MVNO委員会では、30条の禁止行為規制の話でまとめて議論しようと、そういう議論があったと思いますけれども、私はそれは、30条の経緯も異なることから、これを全部一緒にして、禁止行為規制の対象事業者だとしてしまうのがよいのかどうかに関しては、疑問を感じるころがありました。ただ、こういったグループ内事業の優先的な取扱いといったところの検証方法というのは今後も、私も非常に興味を持っておりまして、ぜひここはきちんと検証する必要があると思っております。

これまで議論でKDDI、ソフトバンクのヒアリングを含めての議論がありましたけれども、ぜひMVNO委員会も含めて、今後ヒアリング等を含めて議論していくのがよいのかと思ったので、コメントさせていただきました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。田平構成員、お願いします。

【田平構成員】 田平です。詳細な取りまとめ、御説明ありがとうございました。特に28-3については、結論に至る理由もかなり詳細に御説明いただいているというほかの構成員の先生方に、私も同意させていただきます。

少し思いましたのは、内容について反対であるとかそういうことではありませんで、コメ

ントにすぎないというところがあるんですけども、28-2の②のコロナウイルスによる影響ということで、これも興味関心が高いところについて追っていただいたと理解しております。内容については、事業への影響について影響がみられたところとそうでないところがあって、とはいうもののといったほうがいいのか、あれですけども、競争への影響としては特にみられなかったという結論が示されておまして、なかなか評価が難しいところなのかとは思ったところです。

事業への影響はあるんですけども、必ずしも行政への影響としては、また別のレベルの話であると理解はしておるのですけれども、例えば利用者による事業者の切替えに当たって、何らかの障壁等々があって、実態のところ、あるのかどうかというところまで切り込めると、よりよいのかと思っただけです。

また、コメントで恐縮ですけども、以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、以上のようなので、事務局からリプライをいただけますでしょうか。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

まず、高口先生からいただいた2点につきまして、まず、1点目の定量的なデータの検証ですけども、おっしゃるとおり、検証結果の受け止めといいますか、感触といったものを確認する機会につきましては、どのように設けるかも含め、考えていきたいと思っております。

また、2点目のコメントにつきましては、御指摘のとおり部分もあると思っておりますので、引き続き注視をしていければと考えております。

また、中尾先生から御指摘いただいた9ページ目の部分ですけども、おっしゃるとおり、MVNO委員会、他にも関係事業者がいるのかもしれませんが、そうした事業者へのヒアリングといったものも含めて、検証方法を考えていければと思っております。

最後、田平先生からコロナの影響について、事務局から提示させていただいた評価というのは、なかなか評価が難しい内容ではあったんですけども、現状では、競争に大きな影響があったかという、そうではないんじゃないかという認識でおりますが、こちらについても、まだコロナ禍は続いておりますので、継続して見ていければと考えております。

事務局から以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今日、御参加の構成員の方々には、おそらく一通りお話しいただいたのかと全体を通じて思いますが、もしさらにあればいただければと思

いますが、本日のところはよろしいでしょうか。

【西村構成員】 すいません、西村ですけれども、よろしいでしょうか。

【大橋座長】 どうぞ。

【西村構成員】 失礼いたします。私のほうから質問1点、それからコメント2点で発言させていただければと思います。

まず、質問なのでございますけれども、資料28-2のほうで、ページで言いますと68、それから69という資料でございます。68で固定系通信と移動系通信を比較した際の認識、そしてそれに基づいたような形で、特に固定系通信のところの移動系通信との市場を分けて見るということでありまして、この場合、移動系通信においては、MNO、それからMVNOの違いというものは留意したほうがよろしいのでしょうかということでございます。68のデータでは、これは移動系通信ということで一括りになっているのでしょうかと、そういう質問と御理解いただければと思います。

コメント2点でございますが、資料28-3でございます。まず、1点目、11枚目の資料で、禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認①のところの確認結果、暫定、2つ目の黒丸で、指摘事項・指導を行い、それらを受けて、設備部門における改善の取組がなされていることを確認、そして、対応方針でそれらの内容を報告書にも反映させる、これは本当にすばらしいことだと思いますので、ぜひNTT東西様においては、こういった取組の内容をぜひ報告書のほうにも反映していただければと思っております。

2点目のコメントとして、22枚目のところでございます。NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認③ということで、スライドの⑦研究開発成果の公平な開示などについてでございます。これは、もうNTT法に基づいて、持株東西からの公平な情報開示というのは規律されているかと思えます。本日、前半部分で、ドコモ様のほうからドコモグループでもR&Dというものが行われていくという組織再編の説明がございました。この場合、持株や東西とのどういった関係性、R&Dに関する関係性があるのかということも、もしかすると今後、見ていかなければいけない、注視していかなければいけないと思った次第でございます。

以上、コメント2点、前半部分は質問1点でございます。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。質問については、Nの数が少ないので分けようがなかったということかもしれませんが、事務局、もしあればお願いします。

【田部井事業政策課課長補佐】 すいません。西村先生からいただいた1点目の御質問に

ついでに回答は、今、大橋先生がおっしゃっていただいたようなことがございます。調査対象数が限られておりますので、そこまで細分化した分析が難しいという状況でございます。

そのほか、2点コメントをいただきまして、そのうちの2番目のコメントで、研究開発に係る関係性を見ていくという点につきましては、今回の中間報告には含めていない点ではあるものの、令和3年度の市場検証の年次計画で行うこととなっている研究開発についての状況の把握というのがございまして、そちらは、次回の市場検証会議でヒアリングを各事業者から行うという予定としておりますので、そちらのヒアリングの場も活用しながら見ていければと考えております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。構成員の皆さん、本当に闊達な御質問、御意見、意見交換ありがとうございました。また、事務局におかれては、改めましてですけれども、膨大な作業を大変丁寧に作成、御説明いただきまして、感謝を申し上げます。

事務局におかれては、本日、様々御指摘いただきましたので、議論を踏まえて、引き続き検証作業をさらに進めていただければと思っています。

それでは、本日のスケジュール、議題は以上のおりですので、これにて終わりとします。

最後にスケジュールについて、事務局より御説明いただければと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

次回の市場検証会議ですけれども、5月の17日、火曜日を予定しております。引き続きよろしく願いいたします。

【大橋座長】 それでは、本日はこれにて終了とさせていただきます。金曜日の遅い時間まで熱心な御議論ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。